

薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

## 薩摩川内市条例第 8 号

### 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例

薩摩川内市介護保険条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 1 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 3 8 条第 1 項第 1 号に掲げる者 3 3, 3 0 0 円
- (2) 令第 3 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者 5 0, 1 4 0 円
- (3) 令第 3 8 条第 1 項第 3 号に掲げる者 5 0, 5 0 0 円
- (4) 令第 3 8 条第 1 項第 4 号に掲げる者 6 5, 8 8 0 円
- (5) 令第 3 8 条第 1 項第 5 号に掲げる者 7 3, 2 0 0 円
- (6) 令第 3 8 条第 1 項第 6 号に掲げる者 8 7, 8 4 0 円
- (7) 令第 3 8 条第 1 項第 7 号に掲げる者 9 5, 1 6 0 円
- (8) 令第 3 8 条第 1 項第 8 号に掲げる者 1 0 9, 8 0 0 円
- (9) 令第 3 8 条第 1 項第 9 号に掲げる者 1 2 4, 4 4 0 円
- (10) 令第 3 8 条第 1 項第 1 0 号に掲げる者 1 3 9, 0 8 0 円
- (11) 令第 3 8 条第 1 項第 1 1 号に掲げる者 1 5 3, 7 2 0 円
- (12) 令第 3 8 条第 1 項第 1 2 号に掲げる者 1 6 8, 3 6 0 円
- (13) 令第 3 8 条第 1 項第 1 3 号に掲げる者 1 7 5, 6 8 0 円

第 3 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「2 2, 3 2 0 円」を「2 0, 8 6 0 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「2 2, 3 2 0 円」を「2 0, 8 6 0 円」に、「3 7, 2 0 0 円」を「3 5, 5 0 0 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「2 2, 3 2 0 円」を「2 0, 8 6 0 円」に、「5 2, 0 8 0 円」を「5 0, 1 4 0 円」に改める。

第 5 条第 3 項中「令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ」を「令第 3 8 条第 1 項第 1 号イ」に、「又は第 9 号ロ」を「、第 9 号ロ、第 1 0 号ロ、第 1 1 号ロ又は第 1 2 号ロ」に、「令第 3 9 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで」を「令第 3 8 条第 1 項第 1 号から第 1 2 号まで」に改める。

第 6 条第 1 項中「地方税法の規定による市町村民税（以下「市町村民税」とい

う。)」を「市町村民税」に、「合計所得金額」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）」に改める。

第14条第2項中「法第115条の45第1項、第2項、第3項及び第4項」を「法第115条の45第1項から第4項まで」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条及び第5条第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。